

岡山県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害派遣福祉チーム（通称「岡山DWA T」。以下「チーム」という。）の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時に、避難所等において高齢者、障害者、子どものほか、傷病者等地域における災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うチームの派遣要請等に関して、必要な事項を定める。

（派遣要請等）

第2条 甲は、次の各号に掲げるときは、乙に対してチームの派遣要請を行う。

（1）災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が必要となった県内の市町村から甲に対してチームの派遣要請があったとき。

（2）県外で災害救助法による救助が必要となった災害が発生した場合であって、国又は他の都道府県から甲に対してチームの派遣要請があったとき。

2 甲は、前項の規定による要請（以下「派遣要請」という。）をするときは、当該災害の概要、派遣先の場所その他必要な事項（以下「災害の概要等」という。）を記載した文書を乙に提出する。ただし、緊急を要する場合は、電話その他迅速な方法により災害の概要等を乙に伝えることにより、派遣要請を行うことができる。

3 前項ただし書の場合においては、甲は、事後に速やかに同項の文書を提出する。

4 乙は、派遣要請を受けた場合は、チームの派遣の可否を速やかに甲に回答し、派遣が可能な場合は、チームを編成し、派遣要請があった派遣先の場所に派遣する。

（活動内容）

第3条 チームは、派遣先の場所において、次に掲げる活動を行う。

（1）避難者の福祉ニーズの把握及びスクリーニング等による要配慮者の把握

（2）要配慮者の状態の評価（アセスメント）の実施

（3）要配慮者の社会福祉施設への受入調整等支援のコーディネート

（4）要配慮者等からの相談対応

（5）介護等を要する者への応急的な支援

（6）避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

（7）その他要配慮者等の支援に必要と認められる活動

2 チームは、前項に規定する活動に当たって、派遣先の市町村職員、都道府県等から派遣された保健師や医療救護班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を行うものとする。

（指揮命令）

第4条 チームに対する指揮命令は、甲が指定する者が行う。

（移動手段及び宿泊場所等）

第5条 チームの派遣先への移動手段及び派遣先の宿泊場所は、乙が確保する。

2 派遣されるチームが携行する物品は、乙が調達し支給する。

(活動報告)

第6条 乙は、チームが実施した活動に関する記録を作成し、甲に提出する。

(補償)

第7条 甲は、チームの業務に関連する事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(費用負担)

第8条 甲の派遣要請に基づき乙が派遣したチーム員の派遣費用は、別途定める基準により甲が負担する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示のないときは、この協定の有効期間は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

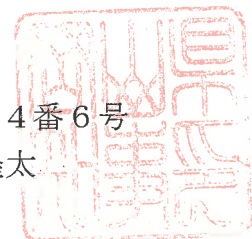
(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年7月1日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区南方二丁目13番1号
社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
会長 足羽 憲治

